

奥武山総合運動場利用料金表

1 奥武山陸上競技場
専用利用の利用料金

(旧)

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,690円	2,690円	5,400円	800円
		一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円
		高齢者	2,700円	2,700円	5,400円	800円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額				
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,800円	10,800円	21,600円	3,240円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額			

個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
	高齢者	40円	40円	40円	400円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			
	高齢者	1人1回につき30円			

奥武山総合運動場利用料金表

1 奥武山陸上競技場
専用利用の利用料金

(新)

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,730円	2,730円	5,500円	810円
		一般・学生	5,500円	5,500円	11,000円	1,630円
		高齢者	2,750円	2,750円	5,500円	810円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額				
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		11,000円	11,000円	22,000円	3,300円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額			

個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
	高齢者	40円	40円	40円	400円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			
	高齢者	1人1回につき30円			

施設設備の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,080円	1,080円	2,160円	530円
屋外照明 (専用利用 の場合)	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,290円			
		2分の1点灯	1時間につき640円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,590円			
		2分の1点灯	1時間につき1,290円			
	高齢者	全点灯	1時間につき1,290円			
		2分の1点灯	1時間につき640円			

用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

2 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

施設設備の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,100円	1,100円	2,200円	530円
屋外照明 (専用利用 の場合)	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,310円			
		2分の1点灯	1時間につき650円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,630円			
		2分の1点灯	1時間につき1,310円			
	高齢者	全点灯	1時間につき1,310円			
		2分の1点灯	1時間につき650円			

用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

2 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	620円	620円	1,250円	170円
	一般・学生	1,250円	1,250円	2,500円	340円
	高齢者	620円	620円	1,250円	170円
その他の催物に専用する場合		2,510円	2,510円	5,040円	750円

3 奥武山庭球場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額（１面につき）			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （１時間につき）
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	690円	690円	1,390円	180円
	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
	高齢者	720円	720円	1,440円	190円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額（１面につき）	
	9時～17時	時間外（１時間につき）
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	390円
高齢者	1時間につき170円	190円

施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （１時間につき）
場内放送装置	640円	640円	1,290円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

3 奥武山庭球場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額（１面につき）			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （１時間につき）
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	700円	700円	1,410円	180円
	一般・学生	1,460円	1,460円	2,930円	390円
	高齢者	730円	730円	1,460円	190円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額（１面につき）	
	9時～17時	時間外（１時間につき）
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	390円
高齢者	1時間につき170円	190円

施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （１時間につき）
場内放送装置	650円	650円	1,310円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

4 奥武山水泳プール
専用利用の利用料金

区 分			利用料金の額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき460円
		一般・学生	1時間につき920円
		高齢者	1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
	飛込みプール	児童・生徒	1時間につき980円
		一般・学生	1時間につき1,970円
		高齢者	1時間につき980円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
	高齢者	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

4 奥武山水泳プール
専用利用の利用料金

区 分			利用料金の額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき460円
		一般・学生	1時間につき930円
		高齢者	1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき990円
		一般・学生	1時間につき2,000円
		高齢者	1時間につき990円
	飛込みプール	児童・生徒	1時間につき990円
		一般・学生	1時間につき2,000円
		高齢者	1時間につき990円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
	高齢者	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額	

施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,080円	1,080円	2,160円	530円
会議室	530円	530円	1,080円	530円

5 武道館
専用利用の利用料金
①アリーナ棟

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
		一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
		高齢者	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,700円	24,700円	49,410円	6,780円
		営利を目的とする場合	102,290円	102,290円	204,590円	28,120円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

施設設備の利用料金

種 類*	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,100円	1,100円	2,200円	530円
会議室	530円	530円	1,100円	530円

5 武道館
専用利用の利用料金
①アリーナ棟

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	15,150円	15,150円	30,320円	4,150円
		一般・学生	18,490円	18,490円	36,990円	5,070円
		高齢者	15,150円	15,150円	30,320円	4,150円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	25,150円	25,150円	50,320円	6,900円
		営利を目的とする場合	104,180円	104,180円	208,370円	28,640円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

② 錬成道場棟

区 分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュア スポーツ等 の催物に専 用する場合	入場料を徴 収しない場 合	児 童 ・ 生 徒	錬成道場 (各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
			トレーニン グルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円
			相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
			クライミン グウォール	600円	600円	1,220円	200円
		一 般 ・ 学 生	錬成道場 (各階ごと)	5,130円	5,130円	10,270円	1,400円
			トレーニン グルーム	5,340円	5,340円	10,700円	1,460円
			相撲場	2,160円	2,160円	4,320円	690円
			クライミン グウォール	810円	810円	1,620円	260円
		高 齢 者	錬成道場 (各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
			トレーニン グルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円
			相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
			クライミン グウォール	600円	600円	1,220円	200円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の錬成道場、トレーニン グルーム、相撲場又はクライミングウォール及び 時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最 も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した 額			
その他の催 物に専用す る場合	入場料を徴 収しない場 合	営利を目的 としない場 合	錬成道場 (各階ご と)	6,300円	6,300円	12,610円	3,460円
		営利を目的 とする場 合	錬成道場 (各階ご と)	26,220円	26,220円	52,450円	7,200円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場 合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区 分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の 額に20を乗じて得た額を加算した額			

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券(11枚)1,600円
高齢者	2時間につき90円	回数券(11枚)900円

② 錬成道場棟

区 分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュア スポーツ等 の催物に専 用する場合	入場料を徴 収しない場 合	児童・生徒	錬成道場 (各階ごと)	4,110円	4,110円	8,230円	1,130円
			トレーニング グループ	3,570円	3,570円	7,160円	970円
			相撲場	1,630円	1,630円	3,300円	550円
			クライミン グウォール	610円	610円	1,240円	200円
		一般・学生	錬成道場 (各階ごと)	5,220円	5,220円	10,460円	1,420円
			トレーニング グループ	5,430円	5,430円	10,890円	1,480円
			相撲場	2,200円	2,200円	4,400円	700円
			クライミン グウォール	820円	820円	1,650円	260円
		高齢者	錬成道場 (各階ごと)	4,110円	4,110円	8,230円	1,130円
			トレーニング グループ	3,570円	3,570円	7,160円	970円
			相撲場	1,630円	1,630円	3,300円	550円
			クライミン グウォール	610円	610円	1,240円	200円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の錬成道場、トレーニング グループ、相撲場又はクライミングウォール及び 時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最 も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した 額			
その他の催 物に専用す る場合	入場料を徴 収しない場 合	営利を目的 としない場合	錬成道場 (各階ごと)	6,410円	6,410円	12,840円	3,520円
		営利を目的 とする場合	錬成道場 (各階ごと)	26,700円	26,700円	53,420円	7,330円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場 合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区 分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の 額に20を乗じて得た額を加算した額			

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券(11枚)1,600円
高齢者	2時間につき90円	回数券(11枚)900円

施設設備の利用料金

① アリーナ棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
大型映像装置	12,220円	12,220円	24,460円	3,350円
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
場内音響装置	11,140円	11,140円	22,300円	3,060円
役員室	310円	310円	640円	100円
控室	310円	310円	640円	100円

② 錬成道場棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
会議室	570円	570円	1,160円	160円
研修室	570円	570円	1,160円	160円
修養室	310円	310円	640円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	640円	100円

用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
電光表示一式	530円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

施設設備の利用料金

① アリーナ棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
大型映像装置	12,440円	12,440円	24,910円	3,410円
場内放送装置	1,230円	1,230円	2,470円	600円
場内音響装置	11,340円	11,340円	22,710円	3,110円
役員室	310円	310円	650円	100円
控室	310円	310円	650円	100円

② 錬成道場棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,230円	1,230円	2,470円	600円
会議室	580円	580円	1,180円	160円
研修室	580円	580円	1,180円	160円
修養室	310円	310円	650円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	650円	100円

用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
電光表示一式	530円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

冷房利用料金（専用利用の場合）

①アリーナ棟

区 分	利用料金の額(1時間につき)
アリーナ	12,000円
役員室	100円
控室	100円

② 錬成道場棟

区 分	利用料金の額(1時間につき)
錬成道場（各階ごと）	1,720円
トレーニングルーム	540円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

6 奥武山弓道場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円
	高齢者	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

冷房利用料金（専用利用の場合）

①アリーナ棟

区 分	利用料金の額(1時間につき)
アリーナ	12,220円
役員室	100円
控室	100円

② 錬成道場棟

区 分	利用料金の額(1時間につき)
錬成道場（各階ごと）	1,750円
トレーニングルーム	550円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

6 奥武山弓道場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,460円	2,460円	4,950円	3,300円
	一般・学生	3,300円	3,300円	6,600円	4,950円
	高齢者	2,460円	2,460円	4,950円	3,300円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円
高齢者	110円	110円	170円

7 系満球技場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ 等の催物に専用する 場合	児童・生徒	610円	610円	1,230円	170円
	一般・学生	1,230円	1,230円	2,460円	340円
	高齢者	610円	610円	1,230円	170円
その他の催物に専用する場合		2,470円	2,470円	4,950円	740円

個人及び団体練習の利用料金

区 分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

施設設備の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円
高齢者	110円	110円	170円

7 系満球技場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ 等の催物に専用する 場合	児童・生徒	620円	620円	1,250円	170円
	一般・学生	1,250円	1,250円	2,500円	340円
	高齢者	620円	620円	1,250円	170円
その他の催物に専用する場合		2,510円	2,510円	5,040円	750円

個人及び団体練習の利用料金

区 分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

施設設備の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

8 ライフル射撃場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,580円
	一般・学生	4時間につき17,170円
	高齢者	4時間につき8,580円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
児童・生徒	2 時間につき220円	回数券（11枚）2,200円	定期券（1 年）11,000円
一般・学生	2 時間につき450円	回数券（11枚）4,500円	定期券（1 年）22,500円
高齢者	2 時間につき220円	回数券（11枚）2,250円	定期券（1 年）11,250円

備考

- 1 「時間外」とは、9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。
一部改正〔平成18年条例64号・20年22号・39号・24年34号・26年11号・28年29号〕

8 ライフル射撃場
専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,730円
	一般・学生	4時間につき17,480円
	高齢者	4時間につき8,730円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額

個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
児童・生徒	2 時間につき220円	回数券（11枚）2,200円	定期券（1 年）11,000円
一般・学生	2 時間につき450円	回数券（11枚）4,500円	定期券（1 年）22,500円
高齢者	2 時間につき220円	回数券（11枚）2,250円	定期券（1 年）11,250円

備考

- 1 「時間外」とは、9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。
一部改正〔平成18年条例64号・20年22号・39号・24年34号・26年11号・28年29号〕